

音楽指導者派遣事業 募集要項

(令和6年度版)

お問い合わせ先

〒430-7790 浜松市中央区板屋町111-1 (公財)浜松市文化振興財団内
TEL.053-451-1150 FAX.053-451-1123
E-MAIL hacam@actcity.jp URL <http://www.actcity.jp/hacam/>

音楽指導者派遣事業とは

浜松市アクトシティ音楽院では、音楽による地域づくり、学校づくりをサポートすることを目的に、市内の教育機関・音楽団体等に様々な音楽ジャンルの指導者を派遣しています。

実施期間

【前期】

申請期間：令和6年4月18日(木)～5月16日(木)

派遣期間：令和6年5月18日(土)～9月30日(月)

派遣申請は希望日の
1か月前までに
行ってください。

【後期】

申請期間：令和6年8月29日(木)～9月26日(木)

派遣期間：令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

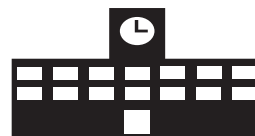
市内公立小・中学校の申請期間は異なります。

派遣時間数

- 1団体につき、前期・後期合わせて最大6時間まで申請可能。
合唱の対外的なコンクール出場団体(※)に限り、さらに最大6時間まで申請可能。
※リトミックについては、前期・後期それぞれ2回まで
※1回あたり15分単位で申請してください。 ※市内公立小・中学校に限る。

派遣対象

- 浜松市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、その他教育機関
- 浜松市内で音楽活動を行っている団体
- 営利、宗教、政治を目的としない団体
- その他音楽院が適当と認めた団体



派遣された指導者への謝礼

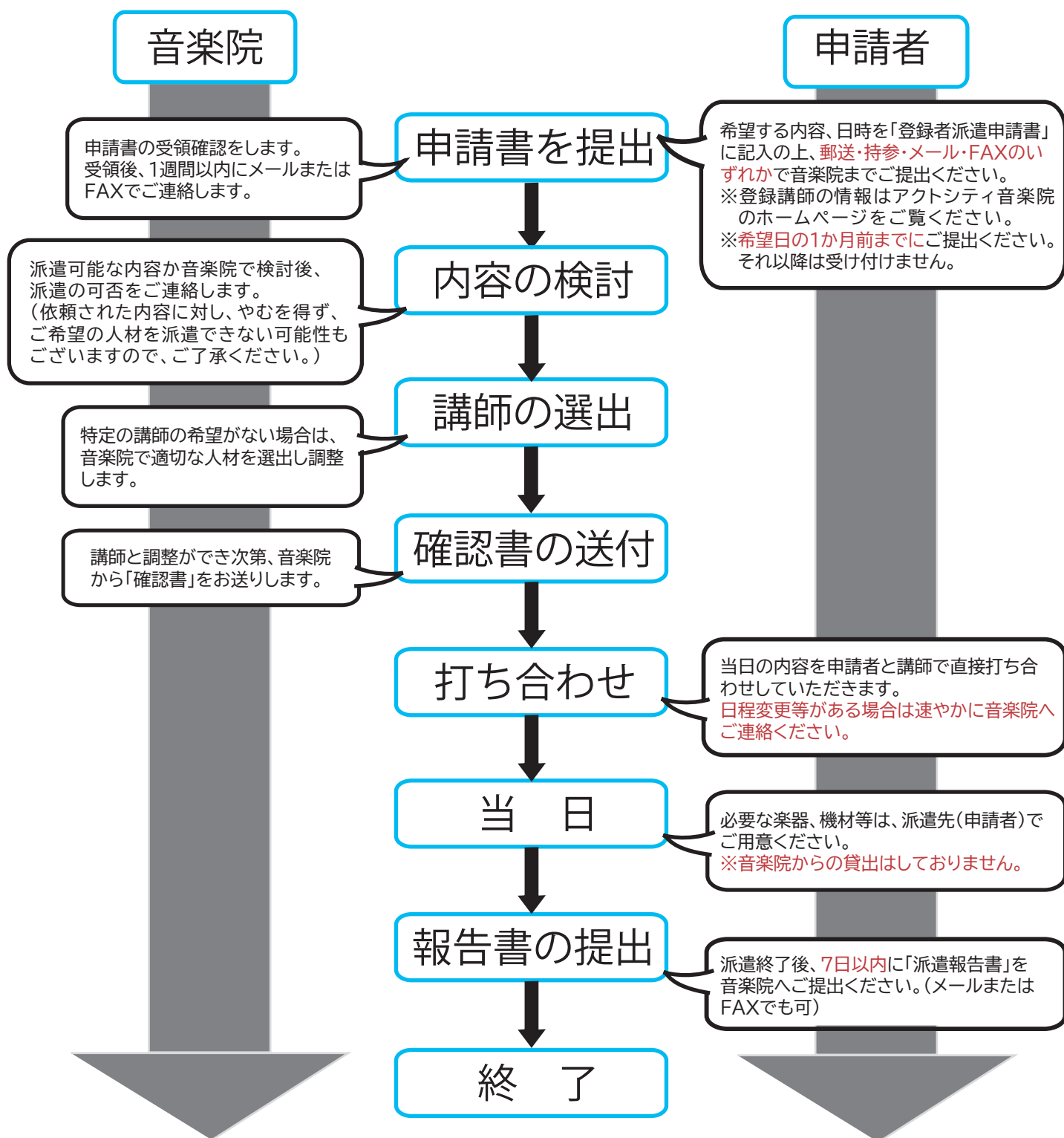
- 派遣希望者が用意する必要はありません。
音楽院から謝礼を登録講師へお支払いします。

指導できる内容

- 声楽 合唱等
- 木管楽器 (フルート・オーボエ・クラリネット・サクソ・リコーダー 等)
- 金管楽器 (トランペット・トロンボーン・ホルン・ユーフォニアム・チューバ 等)
- 打楽器 (マリンバ・ドラム 等)
- 和楽器 (和太鼓・尺八・篠笛・三味線・箏 等)
- その他 (リトミック・合奏・伴奏ピアノ 等)

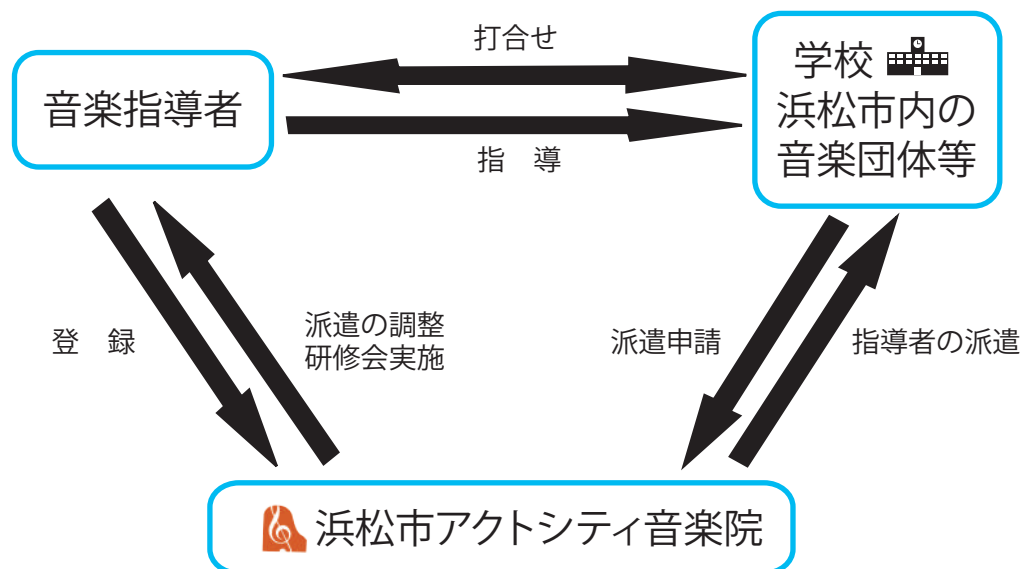
本事業で派遣できる講師は、音楽指導者派遣事業の登録講師のみとなります。

派遣申請から当日までの流れ



※途中変更がある場合は速やかに音楽院へご連絡ください。
※過去に報告書の提出がされていない団体へは派遣は行いません。
※申請書・報告書はホームページからダウンロードできます。
URL <http://www.actcity.jp/hacam/>

事業のしくみ



Q&A よくある質問にお答えします。

Q. 演奏のみは依頼できるの？

A. 指導が目的ですので、演奏のみの派遣はできません。
レクチャーの場合は、内容によりますので、音楽院までご相談ください。

Q. 受講人数は何人でもいいの？

A. 受講人数・内容によって音楽院で派遣する講師の人数を調整します。
ただし、1対1での派遣はできません。

Q. 楽器は貸してくれるの？

A. 音楽院では楽器・機材等の貸出は行っておりません。各団体でご用意ください。
講師より楽器等を借用する場合、破損等あった際には弁償していただきますので、ご了承ください。

今までこんな内容を指導してきました。

小学校では…合唱指導、金管バンド部基礎・パート指導

中学校では…合唱指導、吹奏楽部パート・合奏指導、和楽器の体験指導

高校では…吹奏楽部パート・合奏指導

子育て支援ひろばでは…リトミック指導

公民館では…ミュージックベル体験指導、和太鼓指導

♪ オカリナ指導



♪ 弦楽器指導



♪ 合唱指導

